

第1回わいせつ事案防止対策有識者会議

議事概要

1 わいせつ事案防止対策有識者会議について

- 会議の設置の趣旨、公開、検討スケジュール等について、事務局から資料1、2に基づき説明した。

2 座長の選出について

- 委員互選により、吉田委員が選出された。

3 あいさつ

- 桐谷教育長から、会議からのご提言を踏まえ、わいせつ事案防止の取組を推進していきたい旨のあいさつがあった。

4 議題

(1) 不祥事の発生状況とこれまでの取組の評価・課題

- 上記について、資料3、4に基づき、事務局から説明した。
- 主な意見等

[これまでの取組の評価について]

- ・ わいせつ事案の防止のため、これだけ多くの（不祥事防止の）取組を実施してきたことは評価できる。
- ・ 取組を実施した後も、教職員及び児童・生徒に対して、周知（インフォーム）していくことが必要で、これまでの取組を継続して実施することは大切である。
- ・ 教職員が児童・生徒と相談対応等をする場合には、密室でない場所で、複数対応を徹底する必要がある。
- ・ 教職員と児童・生徒が、2人きりで部屋に入って話を聴いていたら、不祥事は起こりやすい。ドアを開けて、人の目にさらされるという状態できちんと話を聴く。あるいはスクールカウンセラーを付けて話をするなど、どうい場合に起こり易く、どのような対策が必要かについて議論が必要である。
- ・ SNS等は、有効なツールであるがゆえに、危険性をもっている。教職員と児童・生徒との連絡方法等について、再度徹底して見直していくことが必要である。
- ・ 管理職による教科準備室等の巡回や、所属における教職員に対する研修等の取組は、学校現場において、確実に実施している。
- ・ 校長による個別面談は、校長が教職員に対し、直接確認をすることで、事案の重大化の防止になる可能性がある。
- ・ 生徒に対する啓発やアンケート調査については、生徒に問題を理解させ、被害を受けたことを訴える機会となり、これ以上状況を悪化させない歯止めになる点で、継続して実施する必要がある。
- ・ 生徒に対する啓発やアンケート調査は、年1回実施し、生徒に対する周知がなされている。実施回数や方法については検討が必要である。
- ・ 教職員と個別面談をするときに、リーフレット等のツールが何もないと話が出来ないので、ツールを提供してもらおうと、教職員に具体的な話ができて、指導等を実施しやすくなる。
- ・ 不祥事の背景等の情報提供は、教職員に対する意識付けの観点からも、ためになるものであり、今後も作成・配付してもらいたい。

[課題について]

- ・ 「法令遵守」だけでは足りなくて、なぜ、県条例がそのようになっているのか、なぜ、13歳未満については、すべて同意があっても強姦になるのかというところまで説明が必要である。法律や県の条例に規定されている、やってはいけないということの、もう一歩奥に、どうしてやってはいけないのか、ということがなかなか理解をされていない。
- ・ 学校生活において特に問題がない教職員は、外側から未然に不祥事の兆候を察知することが難しい現状があり、解決のためには、わいせつ事案の発生原因を分析していく必要がある。
- ・ 過去に教職員が不祥事を起こした学校の校長は、面談等を実施しても、不審な行動や不祥事の兆候を見抜くことができなかつたと振り返っており、管理職として、教職員がどのような心理状況にあったのか、不祥事の兆候をどう把握していくべきかについて検討が必要である。
- ・ (問題行動を起こす教職員は) わいせつ事案について、理解が不足していることもあるが、意識の強化だけで、わいせつ事案を沈静化することは難しい。
- ・ 性欲の自制や性癖の問題について、どう解決していくかという課題がある。

(2) わいせつ事案の発生原因等の分析と対応の方向性等 (非公開)

- 上記の検討に当たり、資料5 (非公開) のわいせつ事案 (5例) について、発生の背景・環境、行為者の個人的な情報、被害者の状況等を具体的に説明し議論した。
- 主な意見等

[発生原因等の分析]

- ・ 家庭環境等に課題がある場合や、性被害を受けた子どもの場合、相手との対人関係の距離が詰まりやすい傾向が見られる。子どもは、性行為等の判断が未成熟で、自分で判断ができないということが前提にあり、大人によるわいせつ事案は、子どもたちの未成熟な状態を利用したことになることや、子どもに与える深刻な影響等について、教職員の理解が不足している。
- ・ わいせつ被害を受けた子どもたちに、被害意識がないという点が一番問題で、被害者が被害だと気づかないように行われてしまうことが問題の根本である。ある時、子どもたちが実は被害を受けていたと気づいた時には、ものすごい衝撃を受けることになるし、逆に被害と気づかないことで、同様な行為が繰り返されてしまう場合がある。
- ・ 学校内でセクハラを起こした教職員には、学校の勤務では、生徒対応について評価が高く、指導力があつたと言われる者もいるが、学校内事案は、教職員と児童・生徒が指導や相談をする中で、二者関係に陥ってしまい、教職員が対応について判断を誤ってしまうことが要因にある。
- ・ 心理治療は、転移や逆転移が起こりやすい関係性がある。カウンセリングのトレーニングを受けていない教職員だけで、生徒からプライベートな深淵な相談を受けることで、恋愛感情が生まれ、事故につながっている。
- ・ 段階的に距離感を縮めていくと、2歩、3歩進んでも、何でもなかったことのようにになってしまうことがある。最初と最後の行為に差がついているのに、気がつかなくなってしまうので、慣れには気をつけなければならない。
- ・ 多くの場合、教職員から被害を受けたとしても、生徒は告発せず、告発したとしても非常にためらう。これには、先生たちを「かばう」という意味が含まれている。教職員に触られたとしても、「先生がちゃんと指導してくれているのだから。」ということで周囲も見逃してしまう。こうした環境や条件が揃っている学校の土壌の中でわ

いせつ事案が起きているということが、学校内事案では一番大きな要因である。

- ・ 家庭環境等に様々な課題を抱えた生徒が、教職員に好意をもっている場合、周囲も危険を感じて、その教職員には指導を担当させないようにするなどの配慮が必要となる。生徒への対応を、教職員が一人で勝手にできてしまっていることに要因がある。
- ・ 人は全権を担うことができる環境に置かれると、善良な人であっても、一部の人間が豹変して悪行をしてしまうという心理現象がある。学校も同様に、教職員は児童・生徒に対し、指導的な立場にあり、パワーバランスがある。教職員は児童・生徒に対して何をやってもよいという感覚が生まれてしまうのかもしれないし、それを抑止するシステムがない。

[対応の方向性等]

- ・ 教職員によるわいせつ事案は、児童・生徒に対する教育相談や指導の延長で起こっている事案と、性癖等の個人の問題による事案に分けて考える必要がある。
- ・ 事案の原因により、これまでの取組の継続の上に解決していく事案の問題と、今までと違った、性癖等による事案を類型化して、解決に向けての具体案を整理する。
- ・ 子どもは、性的自由等に係る判断が未成熟で、自分で判断ができないということが前提にあり、児童・生徒に対するわいせつな行為は、教職員が未成熟な子どもを利用したことになることについての理解や、また、わいせつ事案が発生する背景、児童・生徒に与える深刻な影響等について、教職員及び児童・生徒の双方に向けて、踏み込んで理解させることが必要である。
- ・ 教職員が児童・生徒と二者関係になった場合によく起こる転移について、教職員に知ってもらいたい。わいせつ事案の原因や背景について認知をすると、次の問題として予防について考えることができる。
- ・ 一人（個人）ではなく、組織として業務を行う。手を組んでお互いにやっていくことが非常に重要である。
- ・ 児童・生徒の心の問題に絡むような相談であれば、必ず他の教職員を交えて、複数で対応することが必要である。
- ・ 教育相談や生徒指導を行う際など、学校内でわいせつ事案が発生する契機となっている業務において、学校内のシステムを整えることが大きな抑止力になると考える。
- ・ 教職員が相談対応する場合には、密室でない場所で、複数対応を徹底する。また、スクールカウンセラー等の他職種と連携を進めていくことも重要である。
- ・ 教職員とカウンセラーが二人で児童・生徒に対応すれば、教職員に不適切な感情があったとしても、教職員以外の目があるという意識が働き、気持ちを抑止することができる。
- ・ 教職員が児童・生徒と複数で対応する必要があるのは、不祥事発生の抑止だけでなく、効果的な指導、助言をする観点からも、重要であることを指導していく必要がある。
- ・ 子どもを取り巻く学校現場が、教職員の配置や限られた人的資源を子どもたちにどう与えていくのかという観点も必要である。

5 その他

- 次回開催日程について、事務局から確認した。
- ・ 令和3年2月12日（金）13:00 から 15:00 神奈川県住宅供給公社ビル5階委員会会議室にて開催

以上